

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 財務部
財政課、資産経営課、市民税課、資産税課、納税課、
債権管理対策室

3 監査の期間 令和3年9月8日（水）～令和3年10月27日（水）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和3年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務、契約事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

① 所得課税証明において

ア 佐世保市財務規則第 78 条第 1 項で「出納員等が、歳入金を受納したときは、…その日又はその翌日までに公金銀行等に払い込まなければならない。」と規定されているにもかかわらず、払い込みが遅れているものがあった。(市民税課)

イ 佐世保市財務規則第 75 条第 2 項で「出納員等は…受納したときは…領収書を納人に交付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、受領日と異なる日付で領収書を発行しているものがあった。(市民税課)

公金の取り扱いについては、財務規則の再確認を行い、適正な収入事務の遂行に努められたい。

2. 支出事務

① 会計年度任用職員の通勤手当が誤支給となっているものがあった。(市民税課)

会計年度任用職員（前回は臨時職員）への誤支給については、前回は発見した不備事項である。今後は、規則等をよく確認し、適正な事務処理を行い、再発防止に努められたい。

3. 契約事務

① 本庁舎・すこやかプラザ等監視及び警備業務委託契約において、佐世保市業務委託の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理要綱第 5 条第 1 項第 2 号で「コンサル業務以外の業務…（算出した額に 100 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）に消費税等相当額を加算した額」を最低制限価格の算定方法とすると規定されているにもかかわらず、誤った金額を最低制限価格として設定していた。(資産経営課)

② 本庁舎・すこやかプラザ等監視及び警備業務委託契約ほかにおいて、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第 7 条第 1 項で「予定価格は、…積算価格の 100 円未満の端数を切り捨てた額に、消費税等相当額を加算する方法により行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、誤った金額を予定価格として設定していた。(資産経営課)

関係要綱等の内容を再確認し、部内での周知徹底を図られ、適正な事務処理を行われたい。